

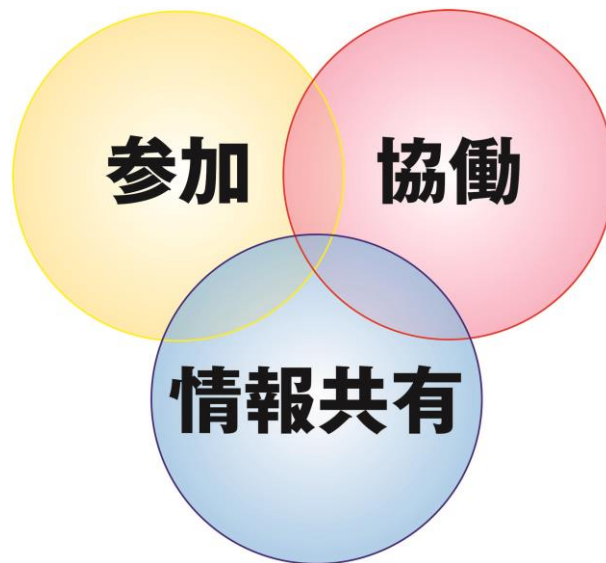
## 第2部 基本構想

## 第1章 まちづくりの基本理念と基本原則

本町では、平成27年12月、小山町自治基本条例を定め、これからのまちづくりを進める上で基礎となる考え方を「まちづくりの基本理念」として、以下の3点を定めました。

- 町民及び町は、町民がまちづくりの主体であることを認識し、参加と協働によるまちづくりの推進を図る。
- 町民及び町は、まちづくりの推進において、個人の尊厳及び自由を尊重するとともに、法令及び小山町自治基本条例等の規定を遵守する。
- 町は、町民の意思を町政に反映するよう努めるとともに、公正で開かれたまちづくりを推進する。

また、次に掲げる3つの基本原則により、まちづくりを推進していくこととしています。



情報共有の原則	まちづくりに関する情報を共有すること。
参加の原則	町民が主体的にまちづくりに参加すること。
協働の原則	協働してまちづくりを推進すること。

## 第2章 まちづくりの将来像

**将来像****“富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま”**

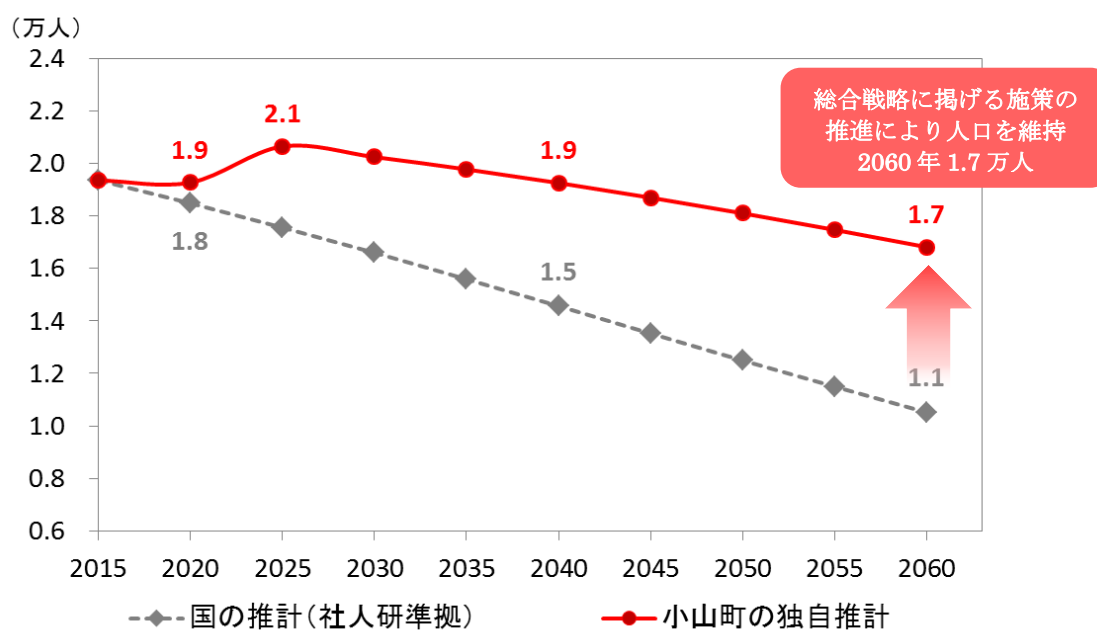
- 日本の象徴「富士山」のある本町では、富士山及びその周辺の自然環境をはじめとした豊かな恵みに抱かれています。私たちはこの水や緑の豊かな自然環境に感謝しつつ、美しい姿を将来にわたって守り育みながら、小山町らしさを創造していきます。
- 町内には東名高速道路や新東名高速道路へのスマートインターチェンジの設置が予定されており、これに合わせ、新たな都市機能の整備が進められています。こうした環境の中で、活発な企業活動や町民活動が幅広く行われ、その活気に多くの人が魅力を感じて集まってくるまちを目指します。
- このまちに住む人が主役となり、身近な暮らしを支え、町民相互の交流を高めていくまちを目指します。また、国内外からのまちへの来訪者と町民が、富士山のある豊かな環境の中で、心豊かで活気のある交流を深めていくまちを目指します。

## 1 将来人口

本町では、平成27年10月に策定した「小山町人口ビジョン」において、「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策の推進により、2060年に17,000人程度の人口を維持することを目標に掲げました。

なお、後期基本計画の計画期間の最終年である2019年の人口は19,300人と推計しています。

【小山町人口ビジョン】 2019年：19,300人（2060年：17,000人）



※国の推計：2060年に約10,500人まで減少（現状のまま人口減少対策を講じない場合）

## 2 土地利用構想

### (1) 土地利用の基本方針

- 東名高速道路や新東名高速道路などの新たな交通・交流機能を活用し、地域の活性化につながる新たな都市機能を配置します。
- 町内4地区の市街地内未利用地の有効利用を進めることにより、定住・移住人口の受け皿を確保します。
- 自然的土地利用は保全を基本とし、活用を図る場合には、周辺環境との調和に十分配慮して進めるものとします。

### (2) 分野別方針

#### ① 土地利用ゾーン

町の将来像を実現していくため、土地利用について以下のゾーンを位置づけます。

##### ア 自然環境保全ゾーン

- ・本町は、西部の富士山を頂点とした富士外輪状の三国山系と北東部の丹沢山系、その南東部の箱根外輪山、足柄山系に囲まれ、豊かな森林に囲まれた高原都市であり、本町の持つイメージを継承していくためにも、小山町森林整備計画等に基づき積極的に森林を整備、保全します。
- ・また、森林の持つ木材等生産機能、公益的機能を損なわないよう留意しつつ、緑と触れ合える憩いの場や学習の場、交流の場の創出を図ります。
- ・特に、富士山及び富士外輪状の三国山系、箱根外輪山は、自然公園、自然環境保全地域に指定されており、自然環境を保全することが特に必要とされていることから、今後も継続的な保全を基本とします。なお、自然環境保全の確保を前提に、三国山稜をはじめとする優れた自然環境に親しむことのできるハイキングコースの活用など、保健、休養及び教化に資する利用を図ります。

##### イ 農業緑地形成ゾーン

- ・小山地域から北郷地域にかけての平坦地に広がる農用地は、農業基盤整備や農地の集団化等による農産物の生産環境を整備、保全します。また農用地は、農産物の生産の場である以外にも、国土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成などの多面的機能を有しており、これらの機能を十分に活用します。
- ・都市との交流の促進に向けて、町民や来訪者が農作業を通じて地域と交流できる場所の確保を図ります。
- ・このゾーンが形成している農村風景、集落環境は、後世にわたって継承していくべきものであり、無秩序な開発を抑制し、計画的な国土利用を図ります。

##### ウ 生活環境向上ゾーン

- ・市街地が形成されている各地域の市街化区域は、道路、公園、下水道等の生活環境基盤

の整備や修景、ユニバーサルデザインの活用等を進めることにより、生活利便性、安全性に優れたまちづくりを図ります。

- ・また、商業地の活性化や医療、福祉、教育、文化等のサービスの向上を図り、総合的な生活環境の整備、拡充に努めます。
- ・地域の文化、歴史資源や既存緑地等を活かし、商業、工業施設が計画的に配置された良好で個性ある居住環境の形成を図ります。
- ・中心市街地では、居住機能を強化するための宅地利用を進めます。
- ・市街化区域及び市街化調整区域の良好な住環境の形成が望まれる地区において、地区計画制度等を活用し、良好な住環境の形成を進めます。

## エ 産業集積ゾーン

- ・湯船原地区に新設される小山湯船原工業団地や、現行の工業系用途地域及び同規模の工場集積がみられるハイテクパーク富士小山工業団地等は、緑地の設置など周辺に与える環境上の影響に十分に配慮した施策を進めます。
- ・東富士リサーチパークなど研究・研修施設が集積している地区は、近年の産業構造の転換に対応した新産業関連施設の誘致を図るとともに、道路等の産業基盤施設の整備、改善を図ります。
- ・市街地ゾーンに立地する中小工場の集積化や新規工場の進出等を促すため、新規の工業用地の確保を図ります。

## オ 観光レクリエーションゾーン

- ・本町の森林地区を中心に、多くのゴルフ場や富士スピードウェイなどの観光レクリエーション施設が立地しており、本町の首都圏に近いという立地条件や新東名高速道路の開通、自由時間の増大等により、入込み観光客数の増大が見込めることから、自然環境の保全に配慮しつつ観光レクリエーション機能の整備、拡充を進めます。
- ・富士山をはじめ、富士浅間神社や温泉などの観光資源を活かし、自然環境や景観の保全に配慮しつつ宿泊機能や観光レクリエーション機能の拡充を進めます。

## ② 交流拠点

地域内外の交流を推進するため、以下の交流拠点を位置づけます。

### ア 防災・地域活性化拠点

- ・官民が連携して防災・減災と地域成長の両立を目指す内陸のフロンティアを拓く取組を活用した土地利用を図るため、将来土地利用構想「三来拠点」に位置づける3地区、（仮称）小山パーキングエリア周辺地区、湯船原地区、足柄サービスエリア周辺地区の整備を進めます。
- ・道の駅「ふじおやま」と道の駅「すばしり」は、休憩施設としての機能の他に地域活性化拠点としての機能を充実させ、活用します。また、災害時の防災拠点としても充実・強化を図ります。

### イ 観光文化交流拠点

- ・須走地域内の回遊性の創出や、富士浅間神社の門前町である須走本通り（県道150号）

沿道の修景に努め、観光文化交流の振興を図ります。

- ・富士山須走口五合目、足柄城跡は、文化財としての価値を損なわないよう十分留意し、周辺の良好な自然環境にも配慮しながら、観光交流機能を有し、環境と共生した施設等の整備を検討した上で進めます。

### ウ コミュニティ交流拠点

- ・JR駿河小山駅、JR足柄駅周辺は、本町の玄関口であり、都市基盤の整備と併せて、未利用地の有効利用など計画的な国土利用を図り、賑わいの場の形成を図ります。
- ・道の駅や温泉施設等、地域の顔となる施設を維持、活用していくほか、これらの施設を中心とした周辺一体の環境整備に努めます。

## ③ 交通交流軸

土地利用ゾーン、交流拠点を支える交通機能として以下の交通交流軸を位置づけます。

### ア 広域交通軸

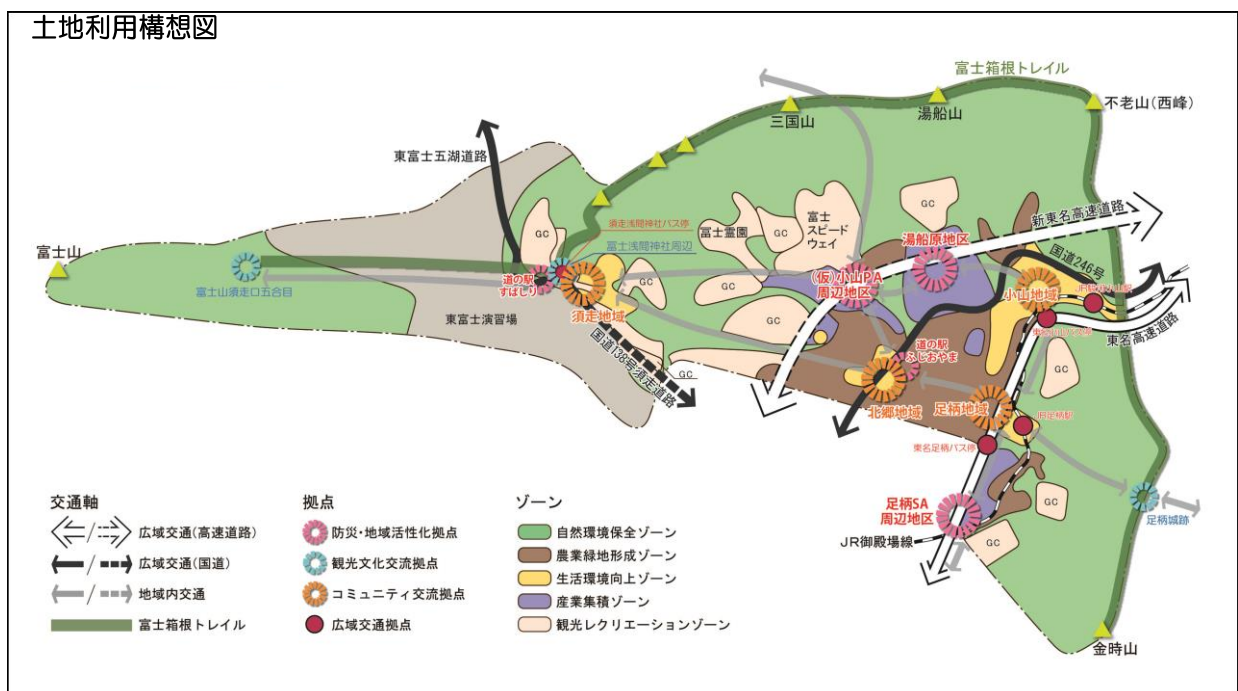
東名高速道路、新東名高速道路は、県内外の広域圏と本町を結ぶ重要な軸として、スマートICの整備を進めます。また、国道246号、138号は近隣市町及び県内外とのアクセス道路として、整備と適切な維持管理を進めます。

### イ 地域内交通軸

小山、足柄、北郷、須走の各地域及び町内の拠点を結ぶ道路は、安心・安全な道路を目指した整備と適切な維持管理を進めます。

### ウ 富士箱根トレイル

静岡県と山梨県、神奈川県の間境に位置し、富士山須走口五合目から三国山、不老山を経て金時山までつながる稜線は、富士箱根トレイルとして本町の新たな魅力となりつつあります。今後は、自然環境や地域の歴史文化資源との調和に配慮しながら、適切な整備と維持管理を進めます。



## 第3章 施策の大綱

将来像を「富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま」と定め、これを実現するため、4つの基本目標、37の基本施策を柱に個別の課題を設定し、具体的な施策の展開を図ります。

### 1 『便利で快適なまち』（環境・都市基盤）

水や緑の豊かな自然環境を活かし、美しい景観や心地よい環境のあるまちづくりを進めるとともに、環境にやさしい暮らしづくりを進めます。また、本町と近隣市町や県内外の地域を結ぶ広域道路が整備される中、生活に身近な道路・公共交通や住宅、公園などが整備された利便性の高いまちづくりを進めます。

#### （1）恵まれた環境の保全〈環境保全・富士山〉

世界文化遺産富士山をはじめとする豊かな自然環境を保全し、後世に伝えていくため、町民、事業者、来訪者及び行政の連携・協働により、小山町環境基本計画の推進に努めます。また、富士山をはじめとする豊かな自然環境等への愛着と誇りを高め、郷土愛を育み、後世へ引き継いでいきます。

#### （2）清らかで豊かな水資源の保全と活用〈水資源・水辺〉

本町の良質で豊富な地下水は、農産物をはじめ、工業用水や生活用水などに利用され、地域産業の発展に寄与してきました。水資源は貴重な自然資源であり、地域の財産でもあるため、採取と保全のバランスを取りながら、有効に活用していきます。また、自然を活かした潤いのある水辺づくりを進めます。

#### （3）ごみの減量化と適切な処理〈ごみ・環境衛生〉

環境負荷を軽減し、良好な環境を保全していくため、小山町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ごみの減量やリサイクルの促進、適正な廃棄物処理を進め、快適な生活環境の保全と持続可能な循環型社会の構築を目指します。

#### （4）人と自然が調和する景観の形成と環境美化の推進〈景観・環境美化〉

豊かな自然や歴史的な名所などの地域資源を積極的に保全・活用するとともに、環境美化清掃等、環境美化活動を推進します。また、小山町景観条例や景観計画に基づき、富士山や足柄峠、金時山、豊かな田園風景などを活かし、人と自然が調和する美しい町並みの保全・形成を図ります。



### (5) 安全な水の安定供給<<上水道>>

安全で良質な水を安定的に確保するため、水質の管理や水道施設の維持管理を適切に行うとともに、企業誘致等に伴う水需要の増大に対応できるように、水源の確保や配水施設の整備を進めます。また、町民の節水意識の高揚を図ります。

### (6) 適切な汚水処理の推進<<汚水処理>>

快適な生活環境の確保と河川の水質保全を図るため、須走地区の公共下水道（須走浄化センター）の計画的な改修や適正な施設管理に努めるとともに、その他の地区においては、合併処理浄化槽設置に対する補助金の交付を通じ、汚水処理施設の整備を促進します。

### (7) 活力ある土地利用の推進<<土地利用>>

町内4か所の市街化区域の地域特性を活かした土地利用を進めるとともに、東名高速道路や新東名高速道路へのスマートインターチェンジの設置などにより、周辺地区への産業拠点の集積や居住環境の整備、賑わいの創出が期待されていることから、小山町都市計画マスタープランに基づき、商業地、住宅地の形成や企業用地の活用を計画的に進めます。

### (8) 便利で快適な道路網の整備<<道路網>>

新東名高速道路、国道246号の4車線化、国道138号須走道路など高規格幹線道路の整備に合わせ、都市計画道路を含めた交通ネットワークの確立を目指すとともに、新たに設置される東名高速道路や新東名高速道路へのスマートインターチェンジの有効活用により、効果的で効率的な道路整備を推進します。また、生活道路について、安心して快適な生活空間を確保するため、歩道や狭隘道路の整備を進めます。

### (9) 公共交通の活性化<<公共交通>>

高齢化社会を迎え、公共交通機関の必要性が増加しているなか、本町ではコミュニティバスの運行や学生のための運行助成を行っています。公共交通機関を利用して快適な移動ができる環境を維持するため、まちづくりと一体となった、持続可能な地域公共交通ネットワークサービスの推進を図ります。

### (10) 良好な住環境の実現<<住環境>>

生活の拠点となる住宅の建築に対し、建築基準法に基づき、適正な指導を行うとともに、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断や耐震化への補助を通じ、耐震性の向上に努めます。また、町営住宅長寿命化計画に基づき、町営住宅の計画的な更新と適切な維持管理を進めます。

### (11) 公園・緑地整備の推進<<公園・緑地>>

町民が潤いや安らぎを感じることができる身近な環境を確保するため、都市公園や農村公園の適切な維持管理を行うとともに、利便性の向上を図ります。また、公園の整備に当たっては、地域の活性化につながるよう、町民の意見を反映させるよう努めるとともに、利活用方策の検討を進めます。

## 2 『安心・安全なまち』（健康・福祉・危機管理）

誰もが健康で安心して住み続けることのできるまちづくりを目指し、町民の健康づくりを進めるとともに、高齢者や障がい者、子育て世代をはじめ、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。また、災害対策や消防・救急対策の充実などにより、町民の安心・安全を確保します。

### (1) 地域で支え合う福祉の推進<<地域福祉>>

町民一人ひとりが福祉を自らの課題として受け止め、地域福祉活動に参画できるよう、ボランティア活動の推進や、地域に密着した地域福祉活動の支援に取り組みます。また、地域包括支援センター等による相談の充実など、福祉の基盤づくりにも取り組み、地域住民がお互いに助け合い、安心して生活できるまちづくりを目指します。

### (2) 町民主体の健康づくりと地域医療の推進<<健康づくり・地域医療>>

町民の健康づくりを促進するため、生活習慣病の予防や健康の啓発活動に努めるほか、健康づくり活動を行う人材の育成や食育の推進など、町民が主役の健康づくり活動を促進します。また、誰もが安心して医療を受けることができるよう、医療費の助成や医療機関との連携など、医療体制の充実を図ります。

### (3) 高齢者福祉の推進<<高齢者福祉>>

高齢者が住み慣れた地域で、自立していきいきと生活できるよう、民生委員・児童委員との連携を図り、高齢者の実態把握に努めるほか、地域包括支援センターの活用等により地域支援ネットワークの構築に努めます。また、高齢者の就労支援や交流の場の創出等を通じて、高齢者の社会参加機会を促します。

### (4) 介護予防事業と介護給付事業の充実<<介護保険>>

高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活を送れるよう、介護予防の取組を重点的に進めます。介護が必要になった場合でも、重度化を防ぎ、多様なニーズに応えるため、福祉サービスを充実させ、介護される人・する人の支援を地域で連携して取り組んでいきます。

### (5) 障がい者福祉の充実<<障がい者(児)福祉>>

障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせるよう、地域で支え合う総合的な支援体制の整備を図ります。特に、障がいのある方に対する相談体制の充実や就労支援等を通じ、一人ひとりのニーズに合ったきめ細かなサービスを提供するよう努めます。

### (6) 子ども・子育て支援の充実<<子ども・子育て支援>>

安心して子どもを産み育てることができるよう、ファミリー・サポート・センター\*の充実や、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実・整備などを進め、子育てしやすい環境の整備に努めます。また、児童虐待を防止するため、広く人権の考え方を普及させるとともに、関係機関との連携によって相談体制の充実を推進します。

\*ファミリー・サポート・センター：地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、有償で助け合う仕組み。設置運営は市町村が行っている。

### (7) 災害に強いまちづくり<<災害対策・危機管理>>

災害から町民の生命、財産を守るため、町民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成等、防災体制の充実を図るほか、災害に強い森林づくりや防災拠点の充実・強化、さらには町内事業所や他の自治体との防災協定の締結などを通じ、災害に強いまちづくりを進めます。

### (8) 交通事故・犯罪のないまちづくり<<交通安全・防犯>>

交通事故のないまちづくりを進めるため、幼児や高齢者等の交通弱者を対象とした交通安全教育の推進や、歩行者やドライバーなどのモラル向上を図るとともに、交差点の改良や道路標識の設置等により、地域の実情に応じた交通環境の整備に努めます。また、特殊詐欺や悪質商法への的確な対応を図るため、地域住民と連携した防犯体制の充実や町民への防犯情報の提供に努め、犯罪のないまちづくりを目指します。

### (9) 消防・救急対策の推進<<消防・救急>>

火災の発生を予防し、火災被害の拡大を抑えるため、町民一人ひとりの防火意識を高めるとともに、消防団員の確保や消防施設の適正な維持管理を通じ、消防団の活動を支援します。また、消防・救急に携わる人材の育成や関連機関との連携によって、地域全体の消防力・救急力の強化に努めます。

### (10) 消費者教育の推進<<消費生活>>

町民一人ひとりが消費生活に関する知識を高め、安心して生活できるよう、消費者教育を推進するほか、啓発パンフレット、広報おやま等を通じて、商品や契約などの的確な情報提供に努めます。また、消費生活トラブルの防止や早期解決のため、消費生活センターの充実と利用の促進を図ります。

### 3 『いきいきとしたまち』（教育・文化・産業）

子どもからお年寄りまで、誰もが生涯にわたって、文化やスポーツ、地域間交流など様々な 場面で活躍できるまちづくりを進めていきます。また、このような取組を支えるためにも、元気な産業を育て、一人ひとりがいきいきと働けるまちづくりを進めていきます。

#### （１）心豊かな生涯学習の推進〈生涯学習〉

すべての町民が生涯にわたって、心身ともに健全で充実した生活を送ることができるよう、各種趣味教室や講演会の開催等により、生涯学習機会の充実を図ります。また、NPO法人をはじめとする各種団体の支援や人材育成に努めるほか、便利で使いやすい図書館運営を目指します。

#### （２）地域文化の振興と健全な青少年の育成〈地域文化・青少年〉

町民が地域文化に親しみ、地域への誇りや愛着を持てるよう、各地域で行う文化活動を支援するほか、町内の貴重な文化財の保全・活用に努めます。また、地域や学校などと連携し、青少年のボランティア活動や職場体験、多世代との交流等を進め、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組みます。

#### （３）スポーツ・レクリエーション活動の振興〈スポーツ・レクリエーション〉

町民が運動習慣を身につけ、心身ともに健康になることを目指し、各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催、スポーツ指導者の育成などを通じ、誰でも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりを進めます。

#### （４）生きる力を育む学校教育の充実〈学校教育〉

子どもの生きる力を育むため、学校、家庭、地域が連携し、確かな学力を身につける教育、豊かな心と健やかな体を育む教育を推進します。また、子どもの生活習慣の習得を図るため、幼児教育の充実や家庭教育の支援に取り組むとともに、子育てに悩む保護者等への相談体制の充実を図ります。

#### （５）地域間交流・国際交流の推進〈地域間交流・国際交流〉

姉妹都市の岡山県勝央町、観光友好都市の京都府福知山市をはじめ、災害支援協定を締結した茨城県北茨城市、兵庫県三木市及び長崎県島原市などとの地域間交流を推進します。また、国際姉妹都市のカナダ・ミッション市を中心に、行政間交流や中高生等のホームステイ等を通じ、国際交流の推進を図ります。これらの取組を通じて、相互理解を進め、子どもの文化意識の高揚や交流人口の拡大につなげます。

(6) 誰もが活躍できる男女共同参画の推進<男女共同参画>

あらゆる分野で女性と男性が平等に活躍できる社会を実現するため、講座や講演会、広報誌の発行等を通じ、男女共同参画への意識の高揚と啓発に努めるほか、様々な地域活動に男女問わず積極的に参加できる場の創出、男女の人権の尊重、男女がともに参画しやすい環境の整備などを推進します。

(7) 三来<sup>みらい</sup>拠点事業の推進<雇用創出・賑わい>

静岡県が進める「内陸のフロンティア」を拓く取組に位置付けられた「三来<sup>みらい</sup>拠点事業<sup>\*</sup>」を推進し、産業の集積や優良な居住環境の確保を図り、雇用の場の創出や賑わいづくりを進めるとともに、定住・移住の促進を目指します。また、優良企業の誘致やファルマバレープロジェクトの推進により、地元中小企業の活性化を図ります。

<sup>みらい</sup>※三来拠点事業：小山PA周辺、湯船原、足柄SA周辺、富士小山わさび平、南藤曲、駿河小山駅周辺地区において、産業拠点の集積や優良な住宅・団地等を整備する事業。

(8) 活気ある農業の振興<農業>

農業経営の安定化を図るため、農業生産基盤の整備を進めるとともに、担い手への農地の集約や食育活動を通じた地産地消の推進、農産物の6次産業化等を図り、効率的で安定的な農業経営を推進します。また、鳥獣による農産物の被害を防除するため、地域ぐるみで広域的な鳥獣被害対策を推進します。

(9) 適切な森林整備を通じた林業の活性化<林業>

持続可能な森林の管理・経営の推進を通じて、水源の涵養<sup>かんよう</sup>や地球温暖化防止などの森林のもつ多面的機能を十分に発揮させるため、間伐等の森林整備を推進するとともに、森林施業の効率化や「富士山一金時材」の流通促進、さらには森林整備の基盤となる路網整備の推進などにより、林業の成長産業化を目指します。

(10) 人が訪れ、消費が拡大する観光交流の振興<観光交流>

観光交流の拡大と消費の拡大を図るため、サイクルステーションや誓いの丘等、観光拠点の整備を進めるほか、富士山、富士箱根トレイル、道の駅、金太郎等の地域資源を活用した魅力の創出を図ります。さらに、周辺自治体との広域連携や、多言語表示板の整備や外国人観光客の受け入れ態勢の整備、フィルムコミッション事業の推進等により、観光交流人口の拡大を図ります。

(11) 賑わいと活気があふれる商工業の振興<商工業>

魅力ある買い物環境づくりや商店の経営力の強化、観光拠点施設の誘致などにより、商店街の賑わいを創出するとともに、道の駅での特産品販売やふるさと納税での返礼品を通じ、本町の特産品のPRと消費拡大を図ります。また、企業交流会の開催や、技術者の養成、利子補給金の交付を通じ、中小企業の経営基盤の強化を図ります。

## (12) 定住・移住の促進と婚活支援<<定住・移住>>

定住・移住希望者向けの情報発信や相談体制の充実、移住希望者の体験ツアーなどを実施するほか、UIJターンの促進、子育て支援、宅地造成事業に取り組み、定住・移住の促進に努めます。また、若者に対し、出会いの場を提供する婚活支援事業を積極的に展開するとともに、結婚支援相談員の配置等を通じ、本町での婚活・結婚を支援します。

## 4 『計画の推進のために』（広域連携・行財政運営・協働）

大きく変化する社会情勢の中、行財政運営の効率化と住民サービスの向上を図ります。また、町民の参加・協働により、計画を推進します。

### (1) 広域連携の推進<<広域連携>>

効率的な行政運営と住民サービスの向上を図るため、御殿場市・小山町広域行政組合で行う共同処理（常備消防、火葬場、ごみ処理場、し尿処理場）を継続するとともに、富士山ネットワーク会議等を通じ、広域連携の充実を目指します。

### (2) 健全な財政運営の確立<<財政運営>>

長引く景気の低迷や社会保障関係費の増加などにより、町の財政運営は年々厳しくなっていることから、自主財源の確保や経費の削減、公債費の抑制などにより、財政基盤の強化を図り、健全な財政運営の確立を目指します。また、財政状況について町民にわかりやすい形で情報公開を行います。

### (3) 効率的な行政運営の推進<<行政運営>>

限られた経営資源（ヒト、モノ、カネ）の中で、行政サービスの向上を図るとともに、地方創生に向けた積極的な取組を進めるため、行政評価（施策評価・事務事業評価）の実施により、事務事業の見直しを図るとともに、時代に即応した組織改革や職員の人材育成などに取り組み、効率的な行政運営を推進します。

### (4) 参加と協働によるまちづくり<<参加・協働・情報共有>>

地域コミュニティの活性化や公益的団体の支援、まちづくりのけん引役となる人材の育成等により、参加と協働の仕組みづくりを進めるほか、協働に向けた町民意識の醸成や情報の共有化などに取り組み、参加と協働によるまちづくりを推進し、元気で、明るく、豊かな地域社会の実現を目指します。